
第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第3期

令和3年3月

 岐 阜 県 

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）目次

1	特定計画策定の目的及び背景	2
	（1）目的	
	（2）背景	
2	管理すべき鳥獣の種類	4
3	特定計画の期間	4
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	4
5	現状	6
	（1）生息環境	
	（2）生息動向	
	（3）捕獲状況	
	（4）捕獲者の状況	
	（5）被害状況	
6	特定計画の評価と改善	19
	（1）第二種特定鳥獣の管理の目標の評価	
	（2）第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	
7	管理の目標	21
	（1）第二種特定鳥獣の管理の目標	
	（2）目標を達成するための施策の基本的考え方	
8	数の調整に関する事項	22
	（1）被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）の推進	
	（2）個体数調整捕獲の実施	
	（3）指定管理鳥獣捕獲等事業	
	（4）狩猟による捕獲の推進	
9	生息地の保護及び整備・被害防除対策に関する事項	23
	（1）農地周辺の整備、被害防除	
	（2）森林の整備、被害防除	
	（3）感染症及び安全対策の実施	
	（4）方策	
10	モニタリング等の調査研究	24
11	その他管理のために必要な事項	26
	（1）狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上	
	（2）関係機関との連携	
	計画推進体制	29

1 特定計画策定の目的及び背景

（1）目的

岐阜県内に生息するニホンジカ（学名：*Cervus nippon*）（以下「シカ」という。）について、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、シカの長期にわたる安定的な維持、農林業被害の軽減、生態系の保全等を図り、これにより人とシカとの共存関係を構築することを目的とする。

（2）背景

シカは明治から昭和初期にかけて全国で乱獲され、個体数の減少、分布域の縮小といった危機的な状態に陥った。このため、メスの非狩猟獣化（昭和23年から平成18年度まで）やオスの捕獲頭数制限（昭和53年以降）等の保護施策がとられてきた。これらの保護施策や拡大造林施策による、大規模な新植地の増大、森林の回復等により、シカの個体数が増加し分布域が拡大した。これが現在の問題の発端であると考えられる。

また、近年シカが人の生活圏内に侵出してきたことに伴い、列車や自動車との衝突事故の発生、ミズバショウ等の群落が荒らされる事例の発生、更にはシカの摂食による森林下層植生の衰退に起因する土壌侵食、樹木の剝皮被害等、様々な被害や生態系への影響が生じている。

一方で、シカをはじめとする野生生物は、それぞれが生態系を構成する重要な要素であり、「清流の国ぎふ」の誇る貴重な財産でもある。このため、岐阜県におけるシカについて、科学的かつ計画的に管理を実施するために、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第7条の2に基づき本計画を策定する。

【特定計画の経緯】

	策定	第1回変更	法改訂に伴い、第二種特定鳥獣管理計画として改訂	第3回変更
年月	平成23年3月	平成24年8月	平成27年5月	平成28年3月
保護管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害額を減少させること ・農林業被害額を平成21年度比50%まで減少 ・モニタリングの結果を見ながら捕獲圧を弱める等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続 ・最終的に1kmあたりの生息密度5頭以下で管理することを念頭に次の目標を設定 ・計画期間中に平成23年度捕獲実績以上の捕獲頭数を確保できる捕獲体制を整備し、年間15,000頭の捕獲を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・平成32年度の農業被害額を、平成26年度の被害の50%程度にまで半減させる。 ・継続 ・継続 ・生態系被害の抑止
個体数調整のための方策	・狩猟期間の延長（11/15～3/15わな猟及び銃猟に限定）	・継続	・継続	・狩猟期間の延長（11/1～11/14わな猟限定：銃は止めさしのみ）
	・狩猟における1日1人あたりの捕獲頭数の緩和（オス2頭、メス無制限）	・継続	・狩猟における1日1人あたりの捕獲頭数の緩和（わな猟無制限、銃猟オス2頭、メス無制限）	・継続
	・休猟区におけるシカ狩猟の特例	・継続	・継続	・継続
	・生息密度の低減を目的とした被害防止捕獲の推進（鳥獣保護事業計画で定める許可基準を緩和、被害多発地域では予察捕獲を行う等、捕獲圧を効果的に高める）	・継続	・生息密度の低減を目的とした被害防止捕獲の推進（生息密度の低減のための被害防止捕獲の実施）	・継続
	・狩猟免許取得の推進（土曜、冬季の免許試験の実施、講習会）	・継続	・継続	・免許取得者に対する技術講習等の実施
		・養老郡養老町、海津市、大垣市上石津地区においてくくりわな径12cmの制限を解除	・継続	・継続
		・個体数調整の実施（13市町）	・個体数調整の実施（県内全域）	・継続
			・指定管理鳥獣捕獲等事業（他の管理捕獲を補完し捕獲等を推進）	・継続

2 管理すべき鳥獣の種類

岐阜県に生息する野生のシカ(*Cervus nippon*)を対象とする。

3 特定計画の期間

2021（令和3）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までとする。

ただし、現在想定されていない事情等によって、著しく状況が変化した場合又は鳥獣保護管理事業計画の変更等により整合を図る必要が生じた場合には、計画期間中であっても計画の内容について見直しを行うものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

岐阜県全域を管理対象とする。

岐阜県のシカは西濃、中濃北部、飛騨南部を中心に広く分布している。また飛騨北部や長野県境付近における生息が確認され、県全域に分布が拡大している。

本計画においては前計画（第二種特定鳥獣管理計画（シカ）第2期。以下同じ）に引き続き、岐阜県全域を1つの対象区域として管理を実施することとする。

図－1に2008年度、2013年度及び2017年度の出猟カレンダー調査により得られたハンターマップのメッシュ（5km×5km）ごとの目撃数を示した。（2018年度は豚熱発生に伴う狩猟の一部規制、2019年度は県全域に規制があったことから除外した。）

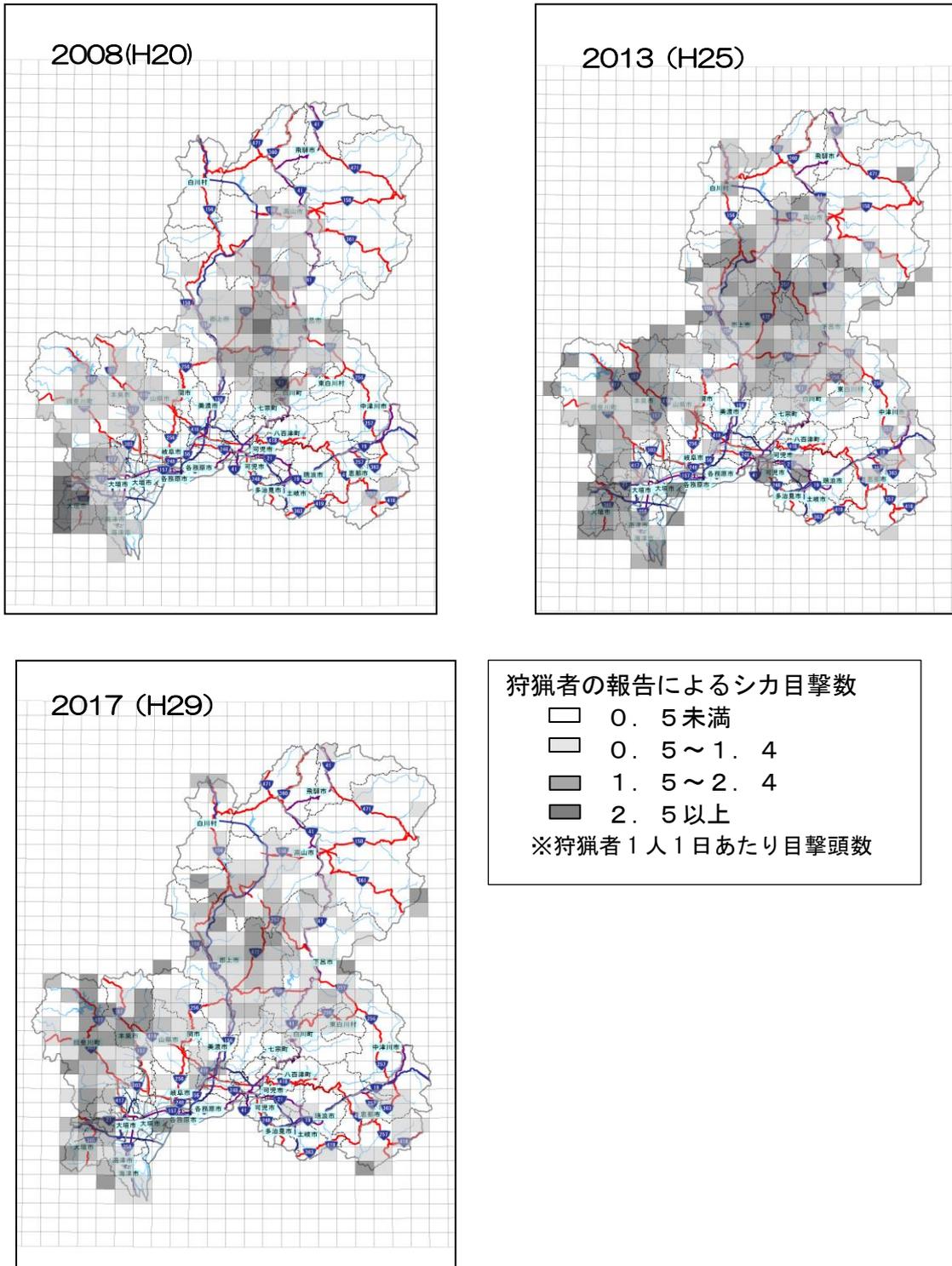


図-1 狩猟者出猟カレンダー調査（シカ目撃数）

5 現状

（1）生息環境

岐阜県の気候は、美濃地方の平野部では太平洋側の特徴を有しており、年平均気温は15.8℃（岐阜市）と温暖で、年平均降水量は1,827.5mmとなっている。一方、山間部や飛騨地方では内陸性の気候になり、年平均気温は11.0℃（高山市）、年平均降水量は1699.5mmと少なくなるが、冬期は降雪のため平野部より多めとなる。※1

森林面積は86.2千ha（全国5位）で、森林率は81%（全国2位）と高い比率を示している。人工林面積は385千ha（全国6位）となっており、特にヒノキの面積が209千haと大きく（全国2位）人工林率は45%（全国23位）で、全国平均（41%）とほぼ同程度となっている。※2

シカは落葉広葉樹林から、常緑広葉樹林、里山の二次林、竹林や荒廃地等幅広い環境で生息していると言われ、岐阜県では高山帯等の一部を除き、ほぼ全域的にシカの生息が可能な状況にあると考えられる。

※1 岐阜地方気象台HP（1981年～2010年の観測データ）

※2 岐阜県森林・林業統計書（2018年度）

（2）生息動向

ア 分布状況

図-4に、県内376地点の森林下層植生衰退度ランク調査（Shrub-layer decline rank：SDR：概要：図-2）の経年変化を示した。シカの摂食による低木層の変化からシカの生息動向（分布・密度）を推定する指標とした。

また、岐阜大学※が郡上市、高山市、下呂市、飛騨市で実施している自動撮影カメラの結果から、県北部への生息域の拡大が確認されている。

※野生動物生息状況調査：岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター 池田 2019

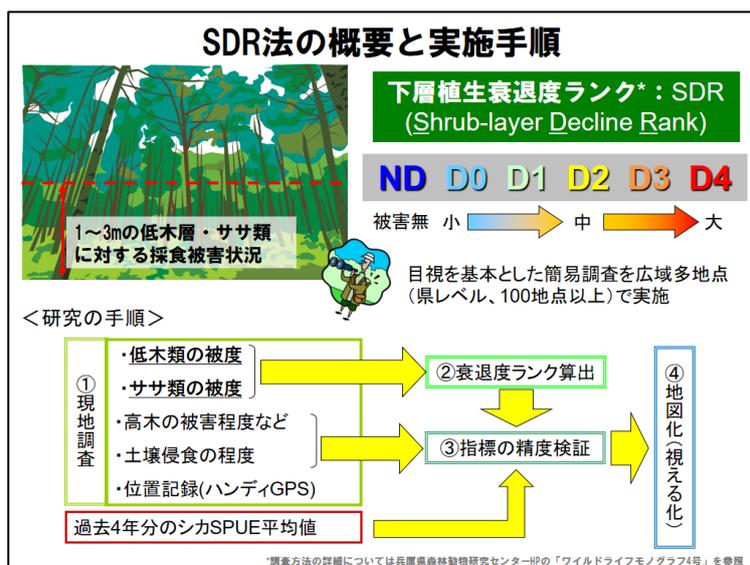


図-2 SDRの概要と実施手順

出典：藤木大介（2012）ニホンジカによる森林生態被害の広域評価手法マニュアル 兵庫ワイルドモノグラフ4号,pp2-16,兵庫県森林動物研究センター

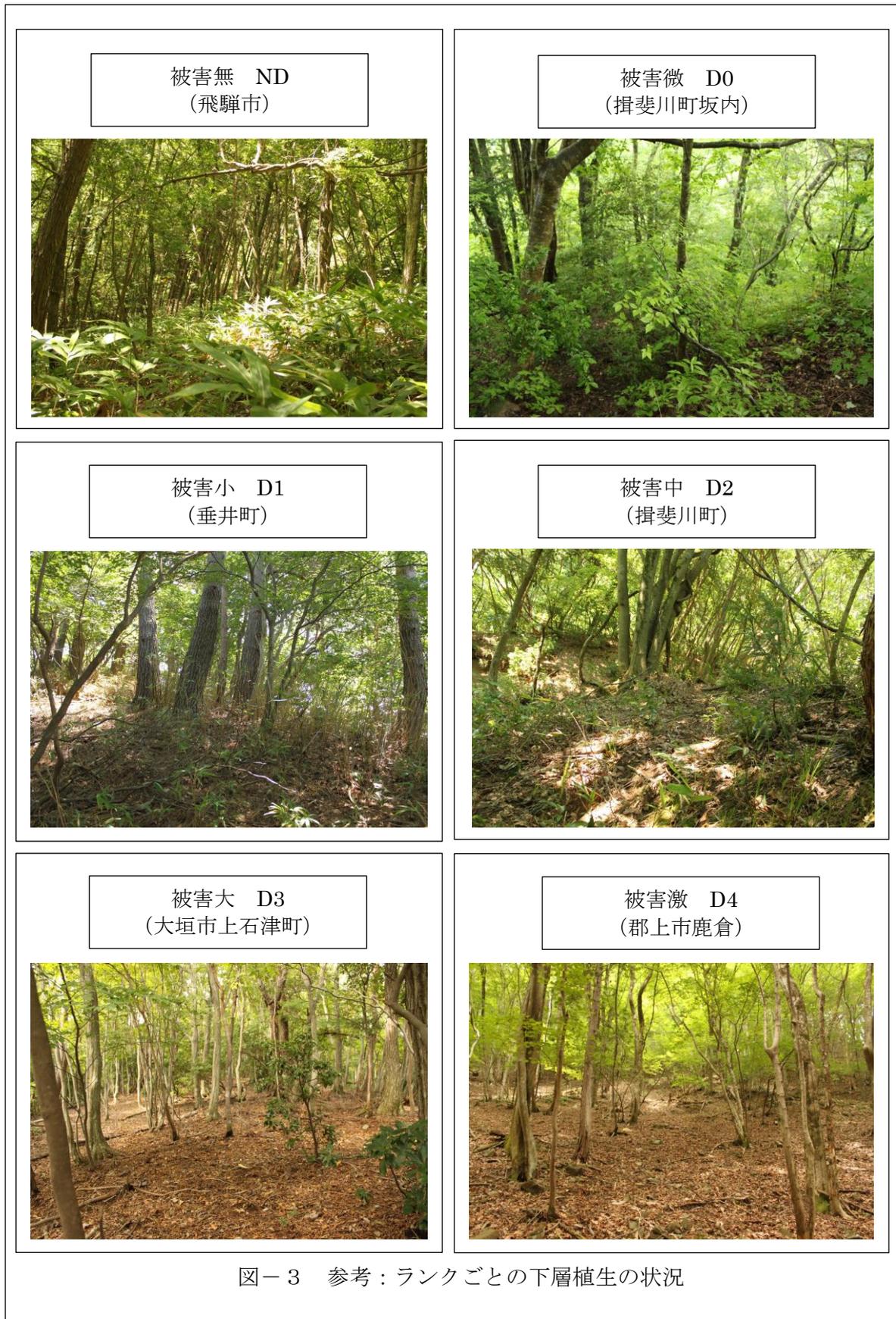
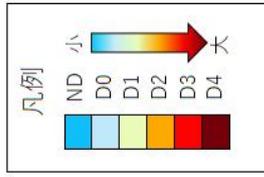
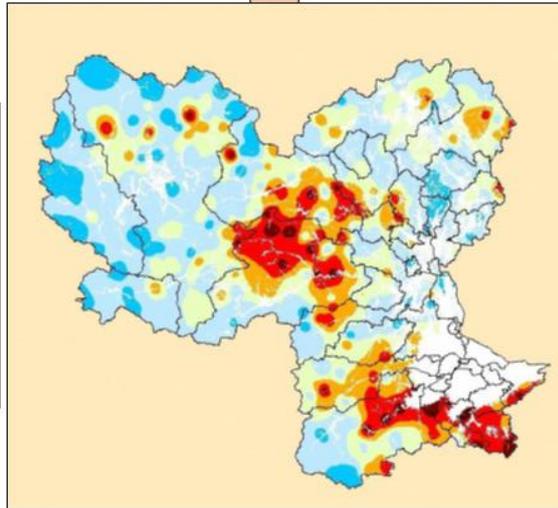


図-3 参考：ランクごとの下層植生の状況

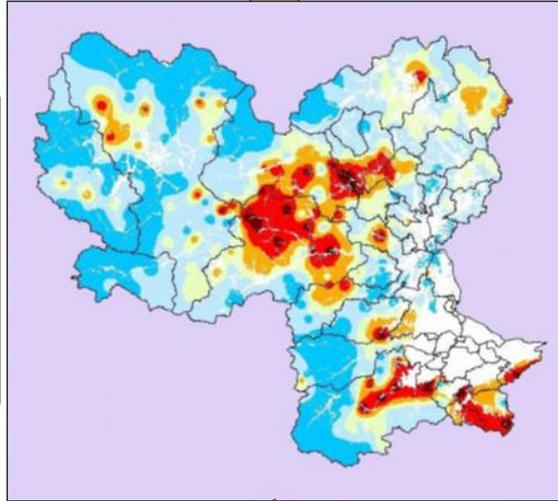
SDR(下層植生衰退度調査)の経年変化



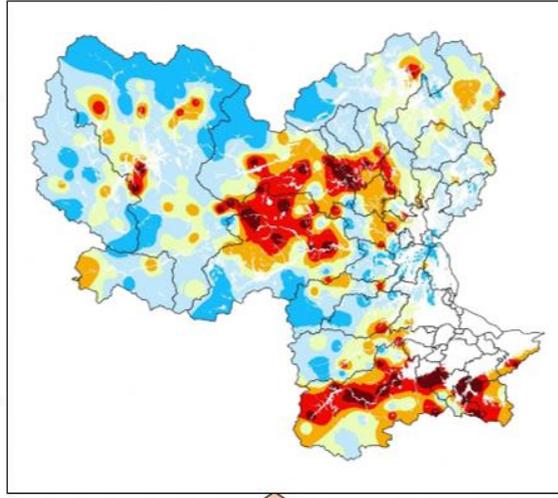
平成25～26年調査



平成28年調査

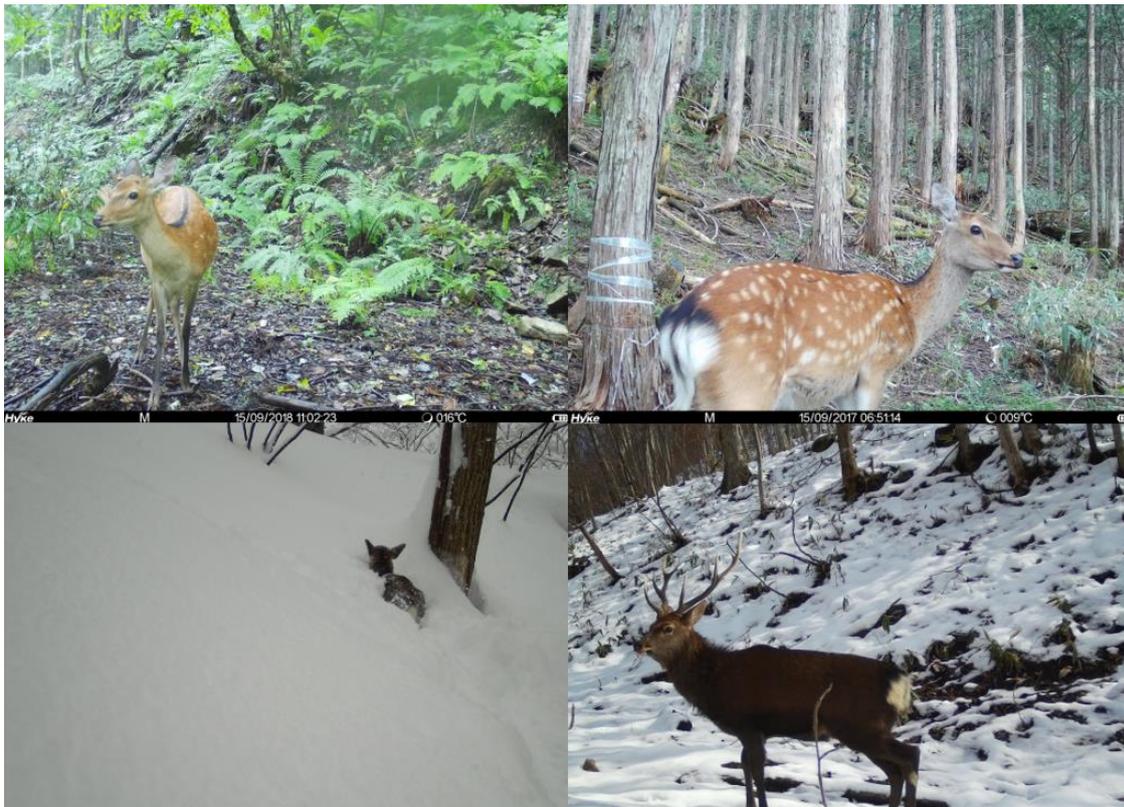


R1年調査



図一4 SDRの経年変化

森林下層植生の回復には時間がかかりシカの生息とのタイムラグが生じることから、シカの生息数の推移とは必ずしも一致しない。



写真提供：岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター 池田 2019
岐阜県北部（左上 高山市清見 右上 高山市一之宮町 左下 郡上市明宝 右下
下呂市馬瀬 ）

イ 生息密度

糞塊密度法(※)を用いた生息状況調査を2011年度、2013年度及び2019年度に実施した。

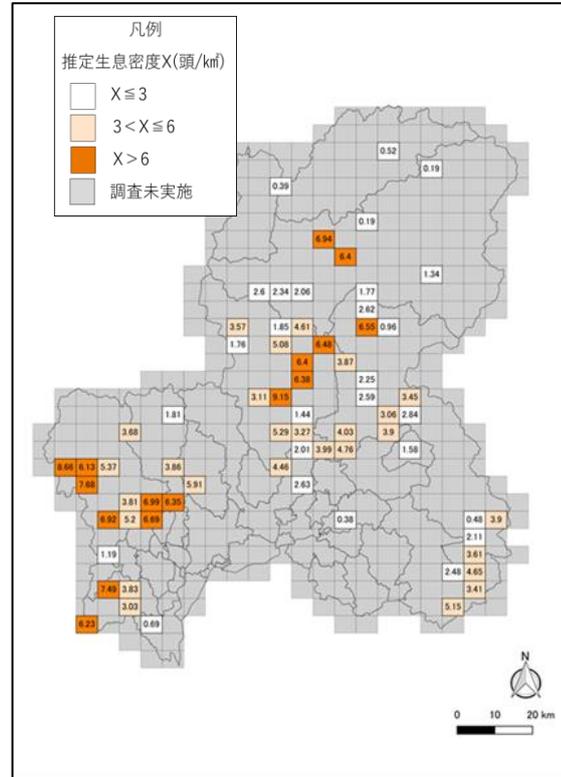
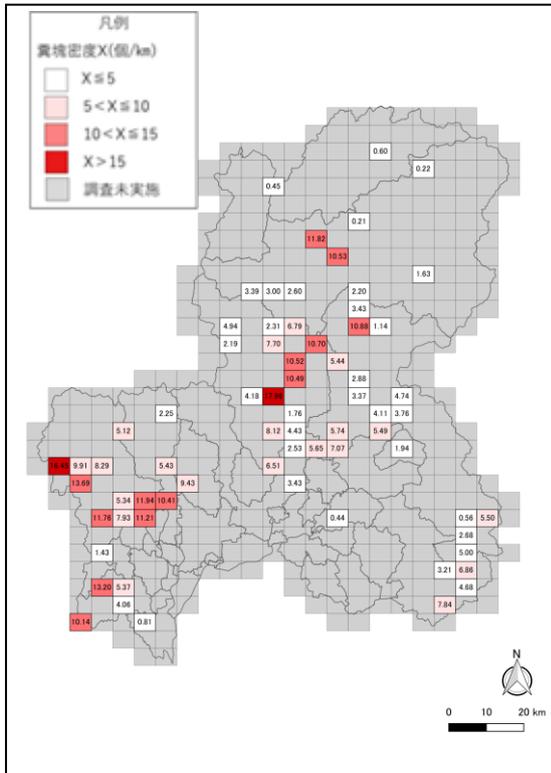


図-5-1 メッシュ別糞塊密度分布

図-5-2 推定生息密度分布

2019（令和元）年度 シカ糞塊密度調査

2019（令和元）年の地域別の糞塊密度を図-5-1に示した。最も高い糞塊密度を示したのは西濃地域で、次いで、岐阜地域が高く、最も低いのは飛騨地域であった。同年の地域別の推定生息密度を、図-5-2に示した。最も高い推定生息密度を示したのは西濃地域で5.33頭/km²、岐阜地域で4.32頭/km²、最も低い値を示したのは飛騨地域で2.83頭/km²であった。

※対象メッシュ内の主要な尾根上を5～6kmほど踏査し、踏査線の左右各1m内の糞塊数を調査する。これにより当該メッシュ内のシカの生息密度を推定するもの。

平成23年度

地域区分	メッシュ数	踏査距離 (km)	糞塊数 (個)	延べ糞塊密度 (個/km)※	糞塊密度(個/km)※※	
					平均	標準偏差
飛騨	21	122.83	2543	20.70	21.35	22.57
東濃	10	54.38	253	4.65	4.78	5.86
中濃	19	108.98	2105	19.32	19.01	12.42
岐阜	5	26.26	431	16.41	16.43	4.45
西濃	15	80.12	805	10.05	9.34	6.54
総計	70	392.57	6137	15.63	15.41	15.76

平成25年度

地域区分	メッシュ数	踏査距離 (km)	糞塊数 (個)	延べ糞塊密度 (個/km)※	糞塊密度(個/km)※※		
					平均	標準偏差	増加率※※※
飛騨	21	123.04	2781	22.60	22.46	20.04	1.05
東濃	10	55.19	570	10.33	10.37	9.82	2.17
中濃	19	109.48	3828	34.97	34.26	18.98	1.80
岐阜	5	27.91	808	28.95	29.09	17.96	1.77
西濃	15	83.64	1120	13.39	13.31	7.98	1.43
総計	70	399.25	9107	22.81	22.45	18.32	1.46

令和元年度

地域区分	メッシュ数	踏査距離 (km)	糞塊数 (個)	延べ糞塊密度 (個/km)※	糞塊密度(個/km)※※		
					平均	標準偏差	増加率※※※
飛騨	21	169.57	660	3.89	4.11	3.40	0.18
東濃	10	71.70	324	4.52	4.48	1.98	0.43
中濃	19	159.67	907	5.68	5.92	4.19	0.17
岐阜	5	32.93	205	6.23	6.53	3.00	0.22
西濃	15	97.94	861	8.79	8.77	4.43	0.66
総計	70	531.80	2957	5.56	5.82	17.00	0.26

表-1 経年変化_地域毎の糞塊密度

※各地域区分の延べ発見糞塊数を、延べ踏査距離で除したもの
 ※※各地域区分に属するメッシュの糞塊密度の平均値
 ※※※前年度調査と比較した時の平均糞塊密度の増加の割合

地域別の糞塊密度の経年変化を表-1に示した。

2011（平成23）年度と2013（平成25）年度を比較すると、平均糞塊密度は全ての地域で増加している。最も増加率が高いのは東濃地域、次いで中濃地域で平均糞塊密度の増加率は高い。

2013年度と2019（令和元）年度を比較すると、平均糞塊密度は全ての地域で減少している。最も減少しているのは中濃地域、次いで飛騨地域で平均糞塊密度は減少している。糞塊密度法調査では、県中央部及び県西部に糞塊密度が高い調査メッシュが集中する結果となった。

ただし、森林下層植生衰退度ランク調査、狩猟者出猟カレンダー調査等からも、シカの生息域、生息分布は変化していると考えられ、同一箇所で行っている糞塊密度の変化が県全域での生息数の変化と必ずしも連動するものでないことに注意する必要がある。

ウ 個体数の推定

2009（平成21）年度以降、2019（令和元）年度までに収集された狩猟捕獲・許可捕獲（被害防止捕獲、個体数調整捕獲）・指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の合計捕獲数、糞塊密度及び出猟カレンダーデータ、2011（平成23）年度に実施した区画法データを5kmメッシュ単位で収集し、岐阜県内に生息するシカの個体数を推定した。

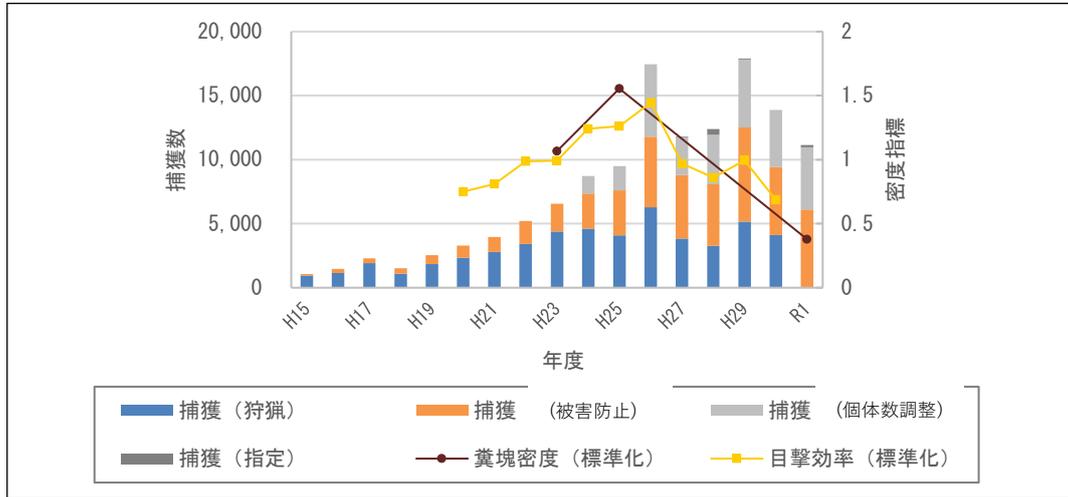


図6-1 使用データ

推定は、岐阜大学応用生物科学部の研究グループの協力のもと、Iijima et al. (2013) に準拠した5kmメッシュ単位でのハーベストベースドモデルを基本モデルとした階層ベイズモデルを構築し、マルコフ連鎖モンテカルロ法により生息個体数等のパラメータ推定を行った。

図6-1の使用データは県全域の合計数、平均値であるが、図6-2に示す生息数推定値は県全域で設定したメッシュごとのデータを集約した数値を示している。

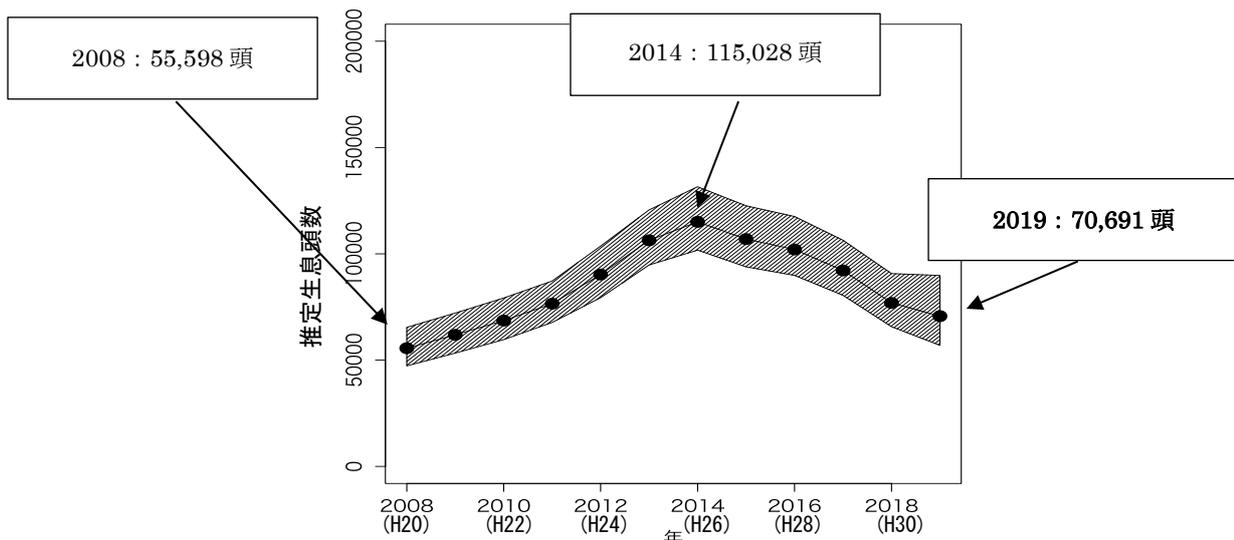


図6-2 生息数の推定

Iijima, H., Nagaïke, T., & Honda, T. (2013). Estimation of deer population dynamics using a Bayesian state-space model with multiple abundance indices. *The Journal of Wildlife Management*, 77(5), 1038-1047.

2008（平成20）年11月時点での岐阜県のシカ個体数の中央値は55,598（95%信用区間47,297～65,431）頭、2014（平成26）年11月時点では115,028（95%信用区間101,724～131,574）頭、2019（令和元）年11月時点では70,691（95%信用区間56,953～89,821）頭と推定された。

この推定結果から、岐阜県におけるシカの個体数は、2008（平成20）年から2014（平成26）年にかけて増加し、2014年をピークに減少に転じていると推定される。要因としては、シカの被害増加に対して実施された捕獲の強化が関連していると考えられる。

（3）捕獲状況

岐阜県における1989（平成元）年度以降のシカの捕獲の推移を図-7に示した。

1995（平成7）年度に500頭を上回って以降、ほぼ毎年捕獲頭数は増加し、2014（平成26）年度に17,441頭、2017（平成29）年度に17,908頭の捕獲を記録した。

また、2008（平成20）年度からは、メスジカの狩猟が可能となり、個体数削減のために、メスジカを優先的に捕獲する取り組みを進めている。

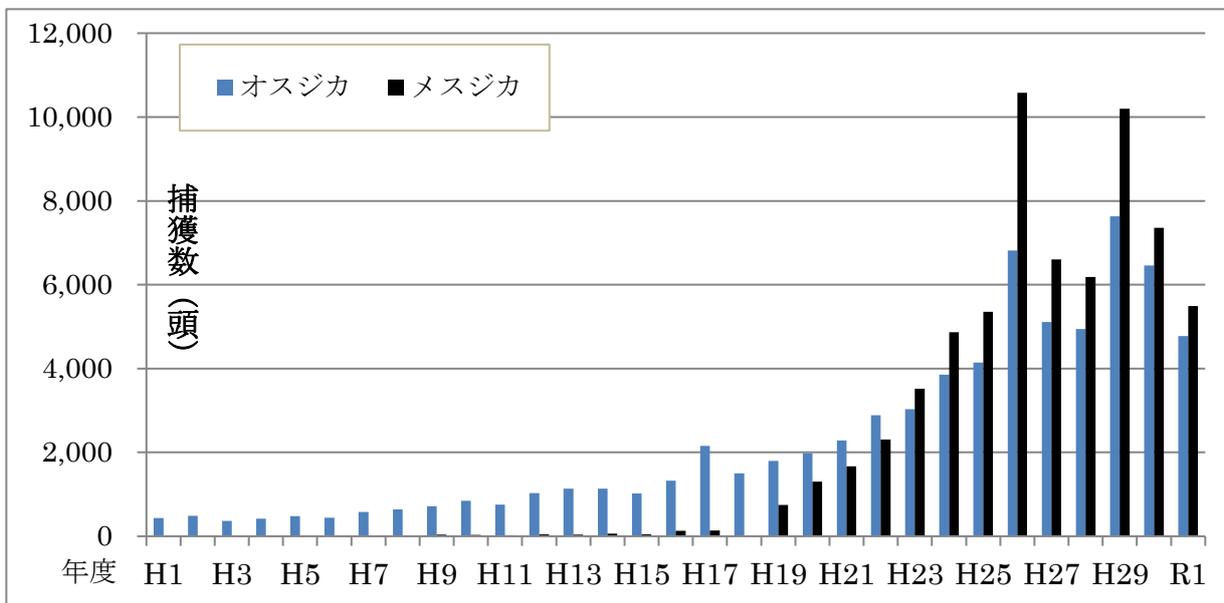


図-7 シカ捕獲数の推移（雌雄別）

シカの年度別捕獲数と、捕獲種類内訳を表-2に示す。2014（平成26）年度以降、1万頭を超える捕獲数を維持している。捕獲数の構成については、狩猟から被害防止捕獲等の管理捕獲の割合が大きくなっている。

※2018（平成30）年9月に発生した豚熱(CSF)の感染拡大を防止するため、2018年度は一部地域が、2019（令和元）年度は県全域に狩猟（銃猟及びわな猟）を規制したことによりシカの狩猟捕獲頭数がゼロとなった。

年度	捕獲頭数				合計
	狩猟	被害防止	個体数調整	捕獲等事業	
H22	3,422	1,776	0	0	5,198
H23	4,378	2,176	0	0	6,554
H24	4,608	2,745	1,362	0	8,715
H25	4,098	3,515	1,884	0	9,497
H26	6,276	5,512	5,653	0	17,441
H27	3,840	4,965	2,916	60	11,781
H28	3,273	4,796	3,868	445	12,382
H29	5,153	7,350	5,325	80	17,908
H30	4,314	5,310	4,421	16	14,061
R1	0※	6,105	4,873	173	11,151

表-2 シカの捕獲頭数

また、1989（平成元）年度以降の捕獲種系統別捕獲数の推移を図-8に示した。2013（平成25）年に環境省と農林水産省がとりまとめた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を受けた取り組みの効果が表れている。捕獲頭数に占める割合が、個体数調整や被害防止捕獲等の管理捕獲に切り替わりつつある。

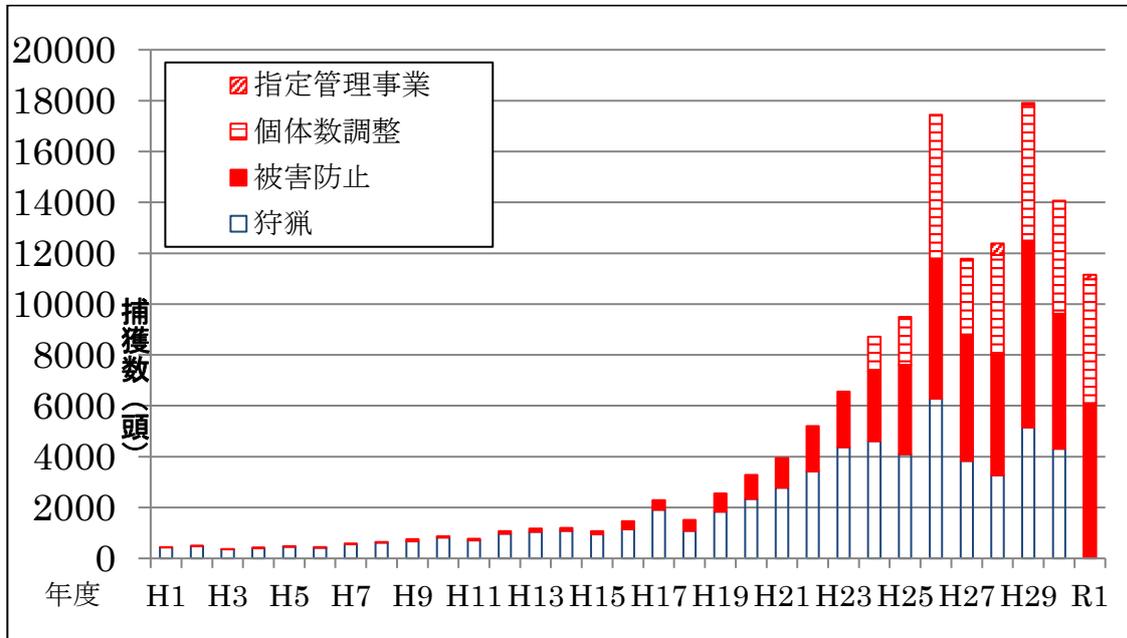


図-8 捕獲系統別捕獲数の推移

次に、前計画期間で最も捕獲数の多かった2017（平成29）年度のシカのメッシュごとの捕獲頭数（狩猟、個体数調整、被害防止）を図-9に示した。西濃圏域～岐阜圏域北部～中濃圏域～飛騨圏域南部にかけて数値が高く、シカの生息数がこれらの地域で多いことが推定される。また、飛騨圏域北部にも数値が高い区画が点在しており、西濃～岐阜北部～中濃～飛騨南部以外にもシカの分布域が拡大していることが推定される状況になっている。

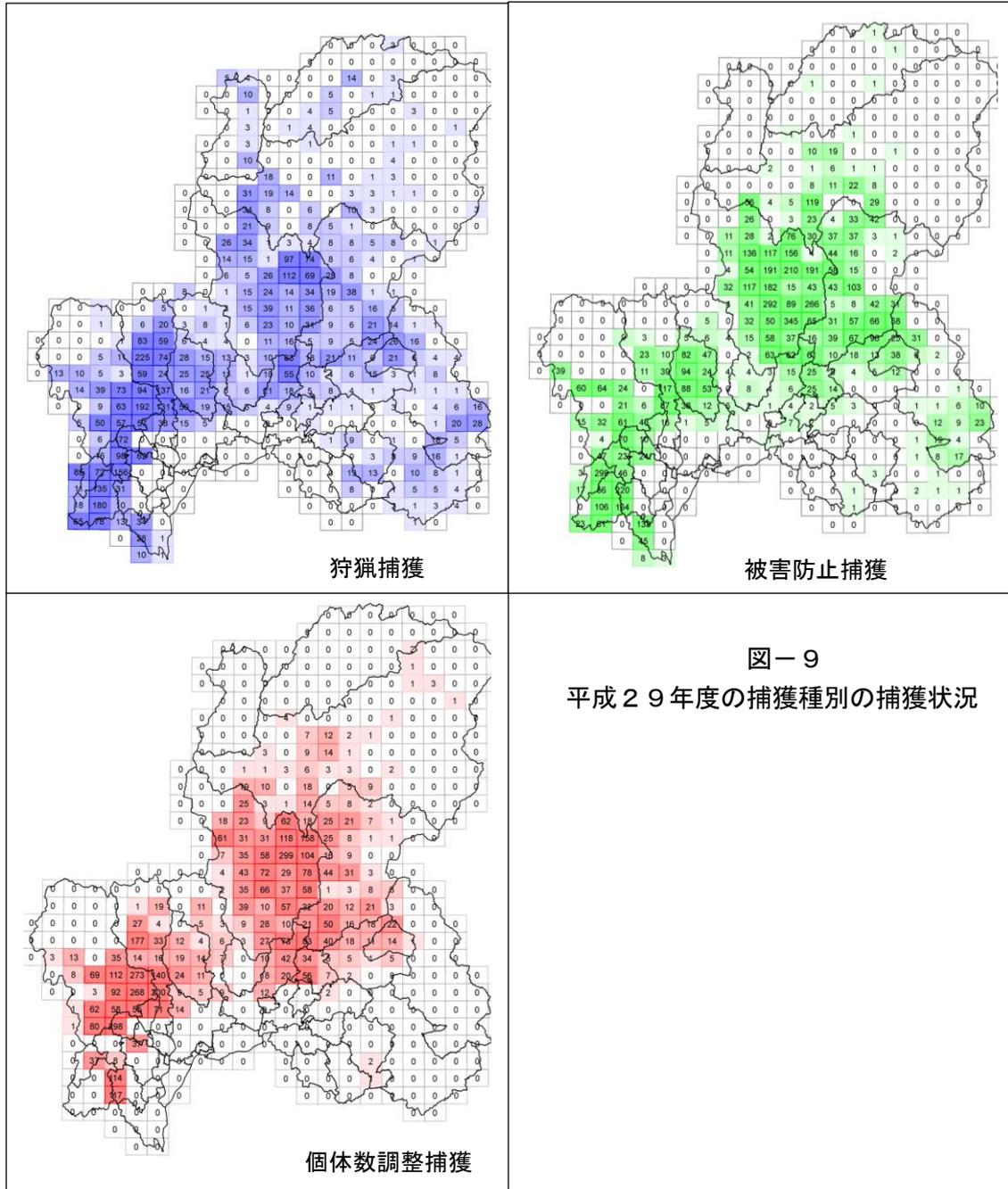
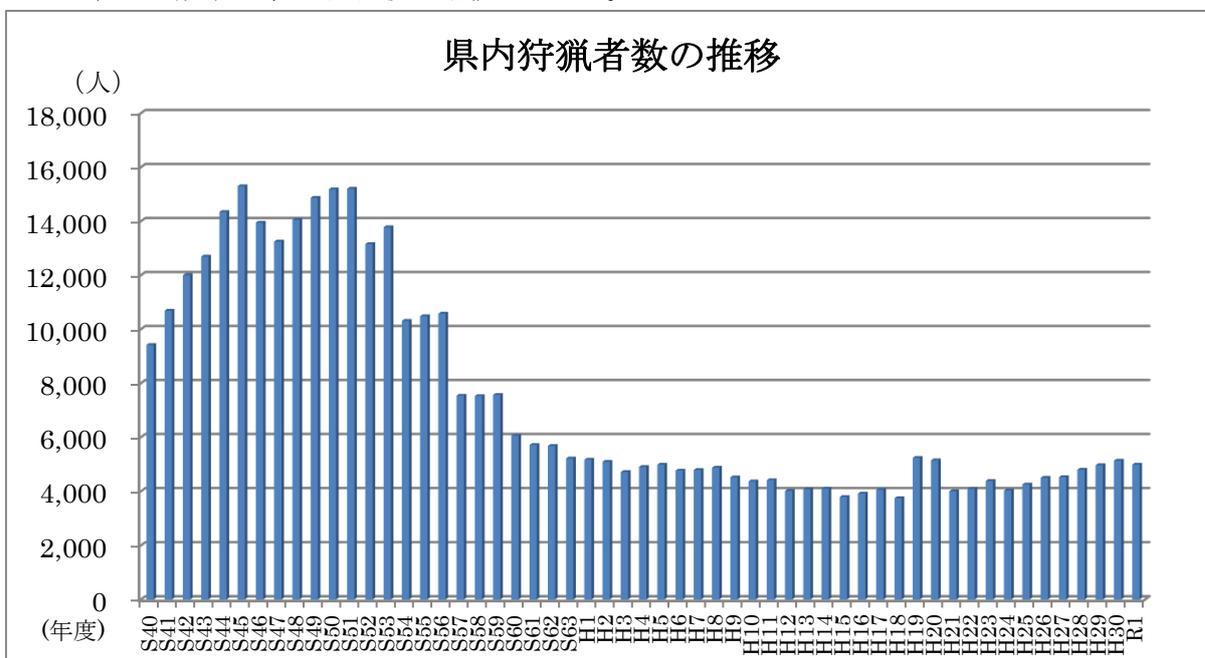


図-9
平成29年度の捕獲種別の捕獲状況

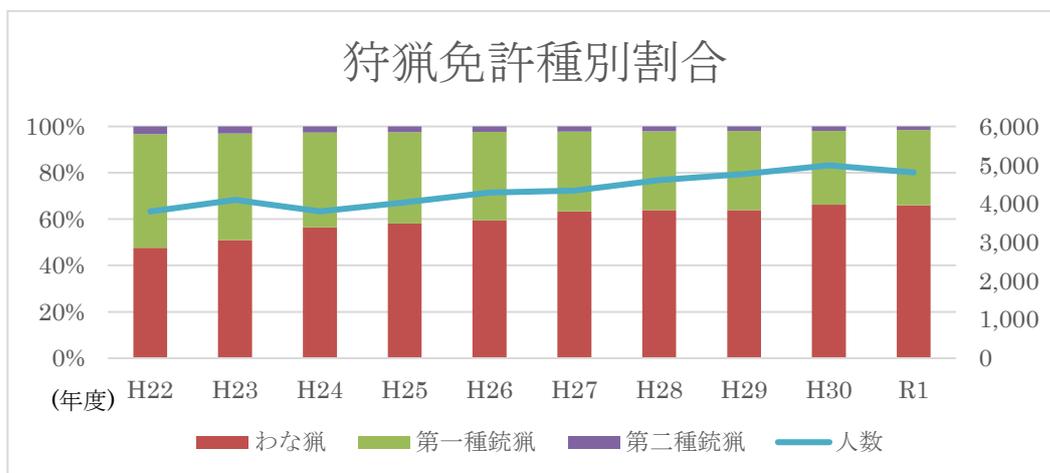
（4）捕獲者の状況

捕獲の担い手となる狩猟免許所持者数を図－10に示した。（網猟を除く。岐阜県に住所を有する者に限る。以下同じ。）1989（平成元）年度には約5,100人であった。その後減少したが、ここ数年は5,000人前後で推移している。



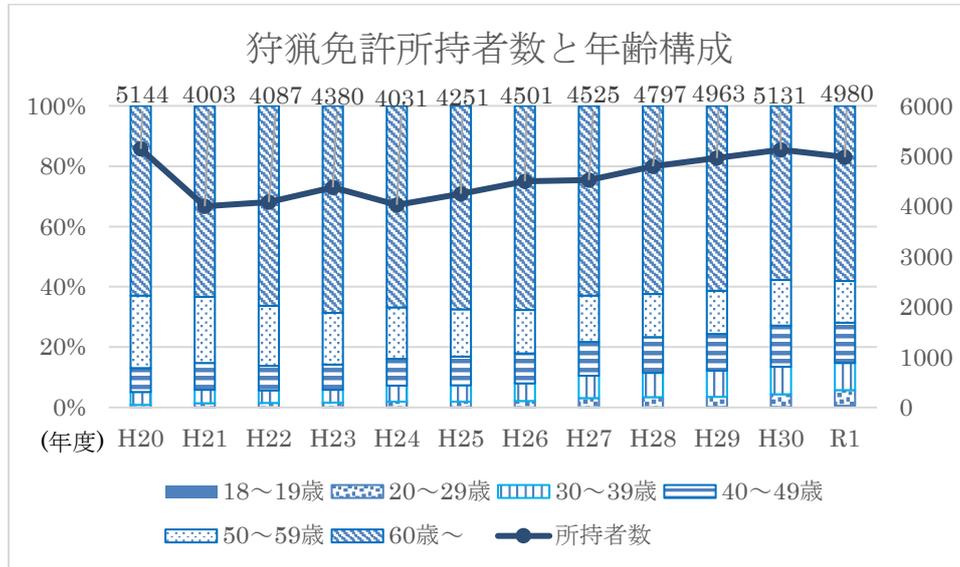
図－10 岐阜県内の狩猟者数の推移

2010（平成22）年度から2019（令和元）年度までの種類別の狩猟免許所持者数の推移は、図－11に示すとおりである。のべ人数は、4,000人から4,800人に増加しているが、第1種銃猟免許所持者数は減少の一途をたどっている。一方、わな猟免許所持者数は毎年増加してきており、2019（令和元）年度は過去最多となる3,100人まで増加した。これは農林業従事者がわな猟免許を取得したことによる増加と考えられ、当面はこの傾向が続くと予想される。なお、第2種銃猟免許所持者数は緩やかに減少している。



図－11 免許種別割合

岐阜県における狩猟者の年齢構成別経年変化（図－12）をみると、60代以上の割合は、2019（令和元）年には58%と依然高い割合であるが、40代未満の割合が2008（平成20）に13%だったが、2019（令和元）年は28%と増加している。この傾向についても、農林業従事者のわな猟免許取得の増加傾向が影響しているものと考えられる。

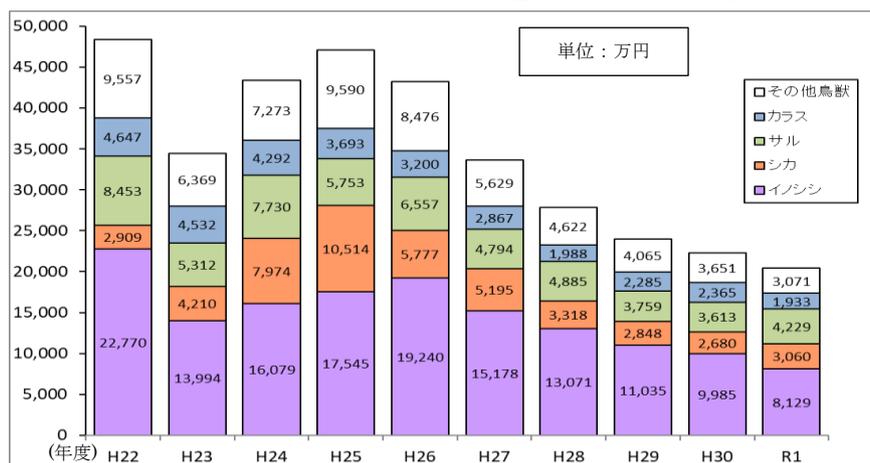


図－12 狩猟者の年齢構成別の経年変化

(5) 被害状況

ア 農業被害

岐阜県における鳥獣による農業被害額は、2010（平成22）年度に約4億8千万円を超え、5億円に迫る勢いで、全国で15番目の被害額となっていた。それ以降の対策により、2019（令和元）年度には2億円程度にまで抑えられている。鳥獣の種類別では、近年はイノシシの被害額が最も大きく全体の40%を占めている。次いでサルが21%、シカは15%を占めている。シカによる農業被害は稲作を中心に農作物全般に影響を及ぼしている。

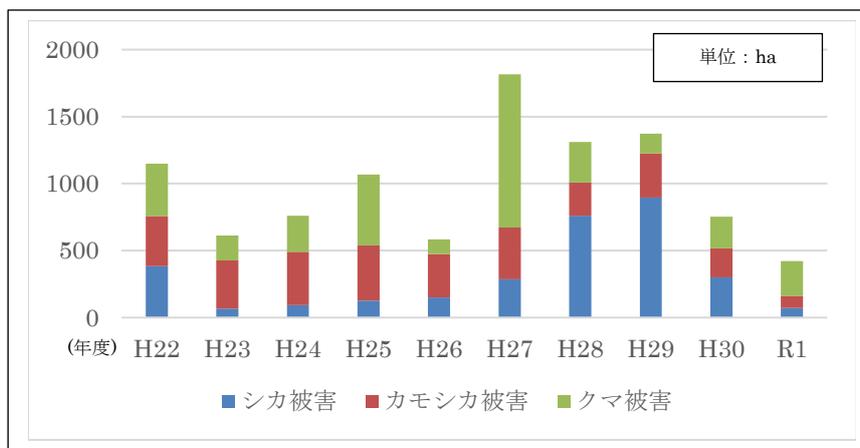


図一 3 岐阜県の鳥獣別農業被害額の推移 (農政部 農村振興課)

イ 林業被害

岐阜県における鳥獣による林業被害面積(実損面積)を図一 14 に示す。主な被害地については、岐阜圏域、西濃圏域、中濃圏域であるが、市村別でみた場合、本巣市、大垣市、海津市、揖斐川町、郡上市、下呂市等が被害地となっている。

なお、シカによる被害が発生する樹種はスギやヒノキで、幼齢木での若芽摂食被害、雄ジカの角擦りによる剥皮により枯死あるいは成長が阻害される被害を受けることが多い。シカの摂食痕はニホンカモシカのそれと非常によく類似しており、見分けることが難しく林業被害が明確になっていない。



図一 14 岐阜県の林業被害面積の推移 (林政部 森林整備課)

ウ その他の被害

高山市荘川町の山中山湿原や飛騨市河合町の天生湿原などの植物群落において、シカの摂食被害が報告されている。またシカの分布拡大によるヤマビル被害が発生している。ヤマビルの最も主要な宿主動物がシカであるとの研究報告もあることから、シカの管理がヤマビルやダニ、寄生虫等の分布拡大対策として有効である可能性がある。

近年、岐阜県内を走行するJR東海道本線や高山本線等における列車との衝撃事故も増えている（表—3）。特に高山本線の下麻生～下呂駅間と東海道本線の大垣～関ヶ原駅間は特に多くの衝撃事故が発生している。また、シカの飛び出しによる自動車事故も生じており、県民生活への支障も生じている。

路線名	H28	H29	H30	R1
東海道本線	43	45	38	42
中央本線	9	5	10	11
高山本線	107	79	84	114
太多線				1
計	159	129	132	168

表—3 県内における列車とシカとの衝撃件数（JR東海 提供）

6 特定計画の評価と改善

前計画に記載した管理の目標及び数の調整に関する事項について、以下のとおり評価した。

（1）第二種特定鳥獣の管理の目標の評価

ア 農林業被害の防止・軽減

前計画での目標は2020（令和2）年度の農業被害額を2014（平成26）年度の被害額の50%程度にまで半減させることとした。2019（令和元）年の被害額はおよそ52%まで減少させることができている。2017（平成29）年度には半減の値まで到達していたところを維持している状況である。（図—15）

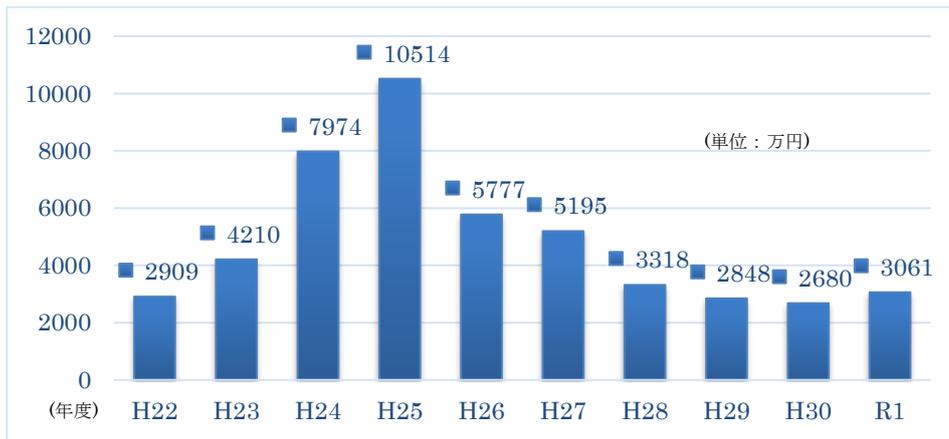


図-15 農業被害額（農政部 農村振興課）

イ 生態系被害の防止

森林下層植生の衰退の推移から、地域によって進行しているところが見受けられる。また飛騨地域においても衰退が発生、進行している箇所が確認できる。

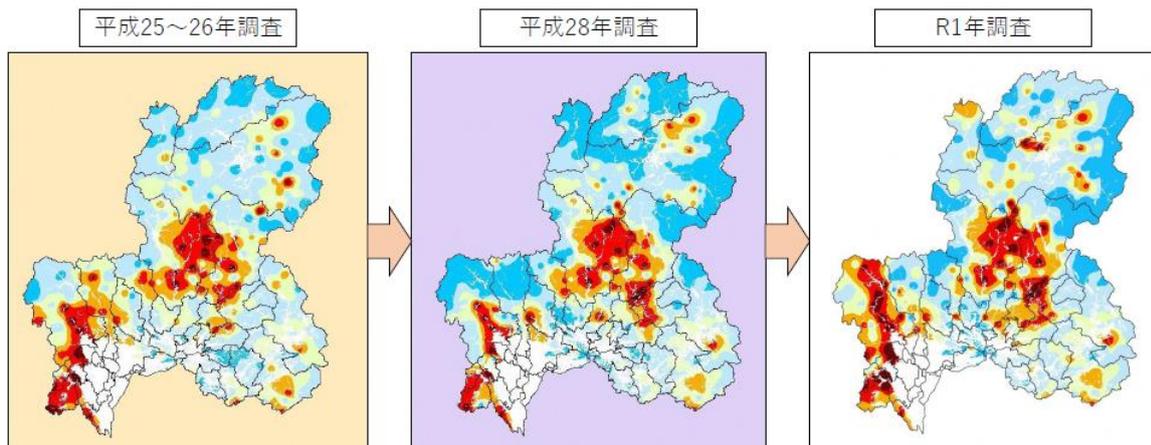


図-16 SDRの経年変化（再掲）

(2) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

前計画において15,000頭／年の捕獲を目標としていたところ、2016（平成28）年度以降の平均捕獲数は13,875頭／年と目標の92.5%となった。

7 管理の目標

（1）第二種特定鳥獣の管理の目標

前計画期間内においては、約11千頭～17千頭を捕獲している。2014（平成26）年度に捕獲数が17,441頭となり、その年をピークに生息頭数は減少に転じ、農業被害額も減少しているが、2018（平成30）、2019（令和元）年度の捕獲数が減少したこと、シカの自然増加率を考慮した場合、当面の間一定の捕獲圧を継続する必要があると考えられる。

本計画においては、2025（令和7）年度の農林業被害額を2014（平成26）年度の50%程度にまでに軽減させる前計画の目標を継続し、そのための当面の年間捕獲目標を15,000頭に据え置くこととする。また、生息密度が過剰となっている地域においては、1平方キロメートルあたりの生息密度を3～5頭以下で管理すること、分布域を拡大させないことを目標とする。

目的	管理の目標	指標
<u>個体群の安定的な維持</u>	生息密度（指標）を3～5頭/㎢で減少、維持する	生息密度
	個体数をH26年推定生息数の半減（約5万8千頭）	推定生息数
	現状の分布域からの拡大を抑制する	分布（下層植生衰退度状況等）



<u>生態系への影響軽減</u>	植生衰退度D1～D2の地域を減少させる	下層植生衰退度状況
<u>農林業・生活環境等への被害軽減</u>	農業被害額をH26年度の半減（約2850万円）	被害額

管理目標の設定については、2014（平成26）年度をピークに個体数が減少に転じていることから、捕獲目標数も慎重に検討し、状況に応じて変更していく必要がある。また、生息数の減少度合（速度）や、捕獲圧を継続的に高めることでシカの警戒心が亢進し捕獲率が低下するため、より効率的な捕獲方法を検討していく必要がある。こうした状況を想定し順応的に管理するため、継続的にシカの生息状況をモニタリングしていくことが重要となる。

（2）目標を達成するための施策の基本的考え方

シカの個体数（群）は、適正な数が安定的に維持されることが理想であるが、過疎化の進行、耕作放棄地の増加、狩猟者（特に銃猟）の減少、皆伐未済造林地の増加等、人間の諸活動の変遷に大きく影響され、その結果被害が拡大するという悪循環に陥っている。

本計画は、シカの計画的な捕獲により生息数を適正に減少させ、農林業被害の軽減、生態系の保全、生活環境の保護を図り、人とシカの共存関係の構築を目指すことを基本とする。このためには、やみくもにシカを捕獲するのではなく、その生態学的特性を踏まえ、より

正確な生息動向（個体数（群））の把握、正確な被害の実態を把握することが必要であり、本計画の実施にあたっては、継続的なモニタリングを実施し、その結果を踏まえて必要に応じて管理目標の修正（次期計画への反映）、必要な追加調査（項目）の実施等を行っていくこととする。また、その検討においては、専門家の意見を聞くための検討の場を適宜設定するものとする。

8 数の調整に関する事項（個体数の管理）

特定鳥獣の個体数の管理に関する事項について、以下の方法で個体数の管理を実施する。なお、以下（1）～（3）の管理捕獲の実施にあたっては、捕獲の目的やそれに伴う捕獲範囲、わなの設置位置を明確にし、錯誤捕獲の防止に努めるものとする。

（1）被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）の推進

シカによる農林業被害発生地はもとより、シカの生息分布が拡大している地域、生息密度が高い地域においてシカの被害防止捕獲を積極的に推進する。また、シカの生息動向を市町村に共有することにより、早期の対策を検討し、推進する。

（2）個体数調整捕獲の実施

前計画に引き続き、県全域において市町村が計画する個体数調整捕獲を実施する。

（3）指定管理鳥獣捕獲等事業

現行の捕獲体制におけるシカの捕獲困難地域等を中心とし、他の管理捕獲を補完することによりシカの捕獲等を推進し、本特定鳥獣管理計画の目標の達成を図る。

なお、事業の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める。

（4）狩猟による捕獲の推進

ア 期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息数・密度の低減を図るため、シカの狩猟期間の延長を行う。延長にあたっては、溪流釣り等の入山者やイヌワシ、クマタカ等希少種の繁殖活動に危害を与える恐れがないよう十分配慮を行うこととし、本計画においても前計画と同様の期間（1月1日から3月15日まで）とする。

【11月1日から11月14日までの猟法】

入山者への配慮のため、法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたシカ及びイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。

【2月16日から3月15日までの猟法】

前回特定計画から引き続き、法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。

【11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟】

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

イ 1日当たりの捕獲頭数の撤廃

本計画より、捕獲頭数の制限を撤廃する。

（前計画：狩猟者1人1日当たりの捕獲頭数制限を雌は特に定めず、雄は2頭まで）

ウ 休猟区内における狩猟の特例

前計画に引き続き、法第14条第1項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、岐阜県内で指定されるすべての休猟区をシカ及びイノシシの狩猟ができる区域とする。

【11月1日から11月14日までの猟法】

法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたシカ及びイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。

【2月16日から3月15日までの猟法】

法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。

【11月1日から3月15日までの期間のわな猟】

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

エ 特定の区域における「くくりわな径」の制限

当県では全域にわたってツキノワグマの生息が確認されるため、本特定計画では前計画に引き続きくくりわな径の制限解除※は行わない。

※くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるものを禁止する。なお、輪の直径12センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を測定するものとする。

9 生息地の保護及び整備・被害防除対策に関する事項

（1）農地周辺の整備、被害防除

農作物の収穫残渣等のシカの餌資源を極力排除し、またシカが農地に侵入できないように防護柵の設置や維持管理を進めることで、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切

な管理を実施する。

（2）森林の整備、被害防除

森林伐採や牧草地の造成、法面緑化により作り出された草地更新地はシカの絶好の餌場となり、個体数の増加に繋がるため、森林整備にあたっては、忌避剤の塗布や食害防止ネットの設置等の被害防除と捕獲とを並行して実施する。

（3）感染症及び安全対策の実施

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱のウイルス拡散リスクを十分認識して実施する必要がある。ヤマビルやダニ対策に併せて、関連する捕獲従事者等の防疫措置、注意喚起・普及啓発を実施する。

（4）方策

個体数管理、生息環境管理、被害防除対策は、一体的に取り組むことで高い効果を発揮することから、行政・捕獲者・地域住民の連携が必要となる。防護柵設置や被害防止捕獲等地域ぐるみの取り組みを進めるとともに、地域住民が参加するワークショップや被害防止研修会の開催を通じて、対策未実施集落の集中的解消に取り組むことにより、被害防止対策のさらなる普及・推進を図る。

10 モニタリング等の調査研究

本計画の策定後、生息状況や被害状況の正確な把握を目的に、県内全域にモニタリング調査を継続的に実施していく。その結果を踏まえて必要に応じて管理目標の修正、新たな分布が確認できた地域へ必要な追加調査（項目）の実施等を行っていくこととする。

モニタリングの目的 (把握する指標)	調査方法	頻度
■生息動向の把握（分布） ・捕獲位置 ・目撃、出没位置	・狩猟者からの報告	毎年
	・生息状況調査（自動撮影カメラ）	
■生息動向の把握（密度） ・CPUE及びSPUE ・各種密度指標	・狩猟者からの報告	毎年
	・生息密度調査（区画法、糞塊法）	計画策定前年度
■被害状況の把握 ・被害の有無、増減傾向など ・下層植生調査	・農業被害、林業被害等の市町村からの報告	毎年
	・下層植生衰退度調査	計画策定前年度
■捕獲状況の把握 ・捕獲数（手法、捕獲区分別） ・捕獲位置 ・捕獲個体の性区分	・狩猟者及び市町村の捕獲情報	毎年

1.1 その他管理のために必要な事項

(1) 狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上

高齢化等により狩猟者が減少する一方、新規の狩猟免許取得者数は第1種銃猟免許取得を中心に伸び悩んでおり、地域によって被害防止捕獲への対応が困難な状況が解消されていない。引き続き、狩猟免許制度の普及に努め、新規の狩猟免許取得を推進するための講習会、警戒心の亢進したシカを効果的に捕獲するための捕獲技術向上の研修会等を実施する。

また、市町村職員等の行政職員の銃猟免許取得推進や、認定鳥獣捕獲等事業者等の職能的捕獲技術者の育成を図るなど、個体数管理の担い手を確保につとめる。

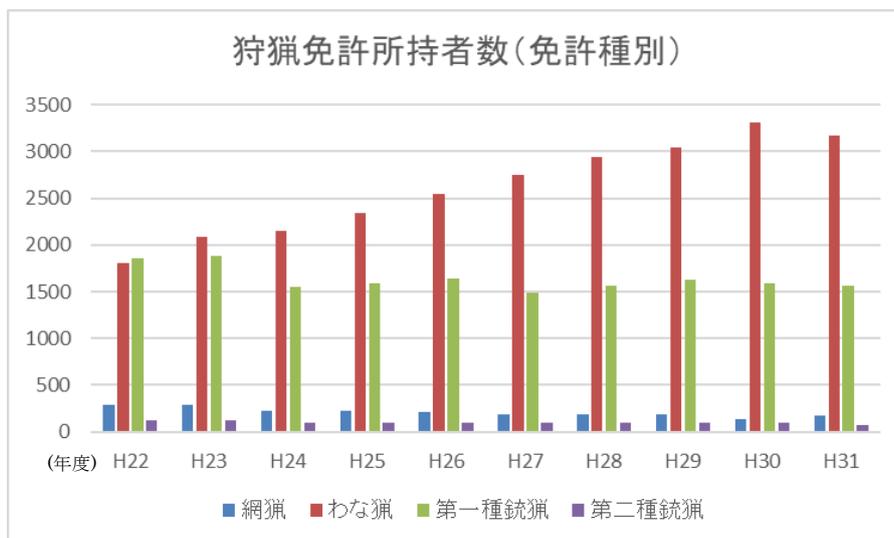


図-17 狩猟免許所持者数の推移

(2) 関係機関との連携

本計画の目的を達成するため、県、市町村、岐阜大学、狩猟者団体、農業協同組合や森林組合等の関係機関や農家等が密接な連携のもとで、個体数の管理、人家や農地周辺の整備、被害防除対策等の各種施策の実施に取り組むものとする。

ア 計画の実施体制

① 県が果たす役割

県は、次の項目に留意し、本計画の見直し、各種管理施策やモニタリングの実施、評価及び市町村等関係者との協力体制を構築する。また、シカの生息分布が広域に確認され、今後の拡大が懸念されることから、国関係機関や隣県との連携体制についても検討する。

(計画の見直し等)

- ・学識経験者、専門家、行政機関、利害関係者による検討の場を設定し、モニタリング手法、結果、現状を計画の見直しに反映させていく。
- ・岐阜大学、同大学野生動物管理学研究センター等の専門機関と連携して、シカの生息動

向、被害防止対策等を調査・研究し、その成果を計画の見直しに反映させるとともに、普及・指導に努める。

- ・シカの生息動向、被害発生状況を踏まえ、適正かつ効率的に被害防止捕獲、個体数調整捕獲、指定管理事業を実施し、その成果を検証し、関係部局と連携して、市町村、捕獲事業体、従事者に必要な助言と指導を行う。

（対策の実施等）

- ・農政部、林政部等、関係部局との連携体制を強化し、一丸となった取り組みを進める。
- ・捕獲のための必要な補助制度の検討・創設・拡充及び国に対する要望を行う。
- ・生息動向（生息域の拡大、個体数や生息密度）を踏まえた、効果的な捕獲事業を実施する。
- ・捕獲した個体の処分方法、資源としての有効活用について、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づき市町村、事業体、捕獲者等と連携して体制の整備に務める。
- ・新規狩猟免許者の拡大を図り狩猟者の確保に努めるとともに、効率的な捕獲技術の研究、継承に努める。

（錯誤捕獲の防止に向けた取り組み）

- ・錯誤捕獲の発生状況を踏まえ、発生時の状況を詳細に把握するよう情報収集体制を強化する。

②市町村に期待する役割

- ・シカの正確な被害発生状況の把握に努める。
- ・シカの生息動向の把握に努め、県が実施するモニタリング調査に協力する。
- ・本計画に基づき、シカによる被害発生状況、生息動向（地域特性）を踏まえて各種捕獲に係る計画を策定し実施する。また今後のシカの生息数推定や分布状況の把握のためには、捕獲情報（雌雄別、位置など）が確定的情報として重要であることから、それを認識し情報を報告する。
- ・捕獲個体の適正な処理、活用について「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づき検討を進める。
- ・農業普及指導員、林業普及指導員、地域森林監理士、鳥獣被害対策専門指導員等と連携し、集落ぐるみでのシカの被害防除技術の普及、指導を進める。
- ・シカの市街地への出没により人身等被害の発生を想定し、平時から関係機関（警察、消防、猟友会、自治会、県等）との連携、意識共有を図る。
- ・錯誤捕獲が発生した場合には、発生状況を詳細に報告するとともに、錯誤捕獲の未然防止に努める。

③狩猟者（猟友会）に期待する役割

- ・正確な捕獲情報、目撃情報を県に提供する。 ※出猟カレンダー

- ・被害防止捕獲、個体数調整捕獲、指定管理事業については、その捕獲行為の社会的意義を理解し、積極的かつ効果的な捕獲と、錯誤捕獲の未然防止に努める。
- ・野生鳥獣の生態に詳しい者として行政が実施する被害防止対策等に協力し、地域住民に対しても、正しい知識の伝播・普及に努める。
- ・豚熱等の感染症や安全対策に関する措置を実施する。
- ・「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づき、捕獲個体の適正な処分、活用に努める。

④農業者（農業協同組合等事業者）に期待する役割

- ・農業協同組合等は、被害防除技術の普及・啓発、補助制度の活用方法などに関する講習会、説明会等を開催し、地域全体での被害防除を推進する。
- ・自らが、農地や農地周辺の適正な整備と管理に努め、近隣、集落で連携し、一体となって被害発生の未然防止対策に努める。
- ・県、市町村、農業協同組合等が実施する研修会等に積極的に参加し、野生鳥獣の生態、被害防除のための正しい知識、技術、補助制度について理解を深める。

⑤林業者に期待する役割

- ・林業者は、新植する苗木や幼齢木等への被害防除に努めると同時に、管理放棄森林等がシカの格好の餌場となり、森林がシカの主な生息域になりうることを理解し、岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム等へ積極的に参加し、適切な対応を進めることで人間の生活域にシカが出没しにくい環境づくりに努める。

⑥住民に期待する役割

- ・生物多様性の保全の視点から、シカの被害の実情、シカの個体数（群）の適正管理の重要性について理解を深める。

（計画推進体制）

